

## 互助会とは

- ・ 設立の根拠  
地方公務員法第42条の「職員の保健，元気回復その他厚生に関する事項」を根拠に職員の相互の助け合いの為に設置
- ・ 構成員  
加入事業所 103 団体（市町村 42 団体、その他 61 団体）府内市町村は全て参加 加入者は互助会と委託契約を結んでいる  
会員数 58,563 人（H17 年 1 月末現在）ここ数年漸減傾向が続く
- ・ 理事長  
和泉市長 稲田順三

## どのような事業を行っているのか

### ・ 給付事業

給付内容	金額	
退会餞別金(平均)	538万円	
入院費補助金	2千円/日	
人間ドック補助金	利用者負担の75%	
休業補助金	給与月額80%	
傷害見舞金	60万円以内	
死亡弔慰金	50万円	
出産準備金	5万円	
結婚準備金	10万円	
入学祝い金	幼稚園	2万円
	小学校	3万円
	中学校	4万円
	高等学校	5万円
成年祝い金	6万円	
在会慰労金	10年	2万円
	20年	5万円
	30年	10万円
結婚記念祝い金	15年	3万円
	25年	5万円

第2の退職金といわれるもので大阪高裁では違法との判決が出ています

休業補助金、人間ドック補助金等健康保険や厚生会との給付のダブリあり

子供の祝い金や結婚祝い金等民間では考えられない給付があります

総じて民間の福利厚生に比べ格段手厚い給付がなされています。地方自治法の元気回復の趣旨からしても首をかしげる給付が存在。

## 違法な退会給付金を支給



今問題となっている退会給付金(退会餞別金)はどうか  
この制度は生業資金、退会給付金、退会餞別金と制度改定がなされその都度給付が削減されています。今回の補助削減を受け早くも H18 年度に制度変更が迫られている。

### <モデル給付>

60 才定年退職時のモデル給付は下表の通り

退会年次	平成18年	平成26年	平成32年	平成40年
生業資金	2,894	953	0	0
退会給付金	4,621	3,505	2,798	1,667
退会餞別金	211	777	1,201	1,766
計	7,726	5,235	3,999	3,433

このように退会餞別金制度に移行したことにより給付は大幅に減少していますが、それでも300万円を超える給付が予定されています。正規の退職金として2500万円前後の支給に加えて職員の元気回復のためこの給付が不必要なことは誰の目にも明らかです。

大阪高裁で違法の判決のあった退会給付金が依然として支給されています。17年度予算に計上されているのは下記の通りです（単位千円）

	総額	一人当たり	最高額
和泉市	518,955	4,986	8,464
互助会	20,476,000	5,388	-

左記の新聞報道より多いのは退会給付金と同時に支給される生業資金を含んでいるためです。

現在互助会は最高裁へ上告中ですが、最高裁では公判の開催や準備書のやりとりも無いことから、高裁への差し戻しか上告棄却の判断が予想されます。違法の判決が確定すると互助会へ返還を請求する必要がありますが、市は判決が出てから考えるとの姿勢です。

## 第3の退職金(生業資金)



生業資金は S55 年 3 月以前の制度で掛金の 4 倍もの補助金が投入されていました。制度改訂後も S55 年以前に在籍した職員は退職時(退会時)に生業資金も併せて給付されています。

「ヤミ退職金」とされる退会給付金とは別に、S55 年 3 月以前から在職していた退職者全員に「生業資金」の名目で1人平均255万円を上乗せ支給しています。原資の7割以上を公費が占める「第2のヤミ退職金」で、退会給付金と合わせた支給額は最高900万円近くに及びます。各市町村からは2000万~3000万円にのぼる本来の退職金も支払われており、3段階の公金投入に批判が高まるのは必至です。

## 市はどのような負担をしているか

- ・ 段階的に負担を引き下げ、今回の騒動で大幅に前倒して実施

### <市の補給金/職員の掛金の比率>

年度(平成)	15	16	17	18	19	20	21
元計画	1.86	1.64	1.64	1.64	1.64	1.64	1.50
計画の見直し	1.86	1.64	1.50	1.00	1.00	1.00	1.00

当初は平成21年から1.5倍に下げる計画でしたが、今回の職員厚遇への市民の批判を受けて大幅に前倒し。但し18年度からの1.0は予定。

今回大阪府は互助組合への補助を全廃し、更に補助金の返還を求める厳しい措置をとりました。大阪府職員互助会も負担率の引き下げなどの小手先の対応ではなく、根本的な見直しが必要と考えます。